

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）

改正案	現行
<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引）</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十二条の五第一項に規定する商品顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する商品顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p> <p>ハ 金融商品取引業等に関する内閣府令第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p>	<p>（犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引）</p> <p>第四条 令第七条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げる取引とする。</p> <p>一 令第七条第一項第一号ハ又はニに掲げる取引のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第四百四十三条の二第一項に規定する顧客区分管理信託に係る契約の締結又は同項に規定する顧客区分管理信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立</p>

二 金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣

府令（平成二十六年内閣府令第 号）附則第二条第一項第

一号の規定による信託に係る契約の締結又は同号の規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

ホ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ヘ 資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ト 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

二〇十三（略）

（新設）

ハ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第六十条第一項に規定する発行保証金信託契約の締結又は同項に規定する発行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該発行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ニ 資金決済に関する法律第四十五条第一項に規定する履行保証金信託契約の締結又は同項に規定する履行保証金信託契約若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該履行保証金信託契約に係る信託の受益者との間の法律関係の成立

ホ 商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）第九十八条第一項第一号及び第九十八条の三第一項第一号の規定による信託に係る契約の締結又はこれらの規定による信託に係る信託行為若しくは信託法第八十九条第一項に規定する受益者を指定する権利の行使による当該信託の受益者との間の法律関係の成立

二〇十三（略）

2

(略)

2

(略)